## 議事録

会 議 名	寒川町行政改革推進懇話会
日 時	平成 2 0 年 5 月 2 6 日 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 4 5
場所	寒川町役場 本庁舎 3 階 議会第 1 会議室
出席者	辻井良一会長鈴木宏文委員関谷秀子委員前嶋笑子委員村松 一委員(欠席 平山喜一委員善善 善
議題	1 第 4 次寒川町行政改革(寒川町集中改革プラン)の実施報告 について 2 役場各課等における行政改革の取組目標について 3 その他
議事	議題1 第4次寒川町行政改革の実施報告について 実施計画事項(3~19頁)について事務局より説明 各課等お知らせ文書等のペーパレス化 委員 この会議の開催通知や、この会議の資料を紙で配布してい る。軽易な通知文についてはペーパレスにすると書いてあ るが、変えられる可能性がある文書がどのくらいあるのか、 何が変えられて、何が変えられないということが分からな
	いと、この数字では効果が分からない。何をペーパレスにして、何を紙のまま行うのかはっきりさせておかないと、やる意味がない。 委員 例えば、通知等はFAXで送れば切手代もかからない。切手よりFAXの方が安く、経費削減にもなる。会議などのメンバーに、FAXか、メールか、従来どおりの通知文か、どの連絡方法が良いか聞いておけば良い。
	補助金の見直し 委員 補助金の見直しについて、今年度から各団体への補助金が 減額されている。これを見ると、増えているところもある。 補助すべきところに使っているのだとは思うが、「最初の 目的は何だったか。ちょっと違うのではないか」と感じる。 事務局 最初の目的からすると、変わってきているものもある。そ の変化にあわせ見直しも行って行かなければいけない。

委員 やるならしっかり実施すべき。何となく、どこまでやった ら良いか分からないということではいけない。

会長 補助金の増額として、プレミアム商品券があるが、プレミ アム商品券を発行したことによる効果は出ているのか、ど んな効果が考えられるのか。

事務局 商業の活性化と、子育て支援のため本事業を行う。

委員 何を見直せばこの計画が終わりというものが見えない。あるものは削減の見直しをしたが、新しく始めた補助金があるから増額したというような表現では、果たして結果について評価できない。

事務局 補助金については、単年度での見直しということは難しい。 活動に必要な補助金と、その他の補助金が、細かく整理し きれず、混在している状況であるので、内部で各団体との 調整を行いつつ、見直していかなければならない。ただ、 町として、こういう考えだということを示していくことは 必要と考えている。

委員 民間の団体で、補助金が無いと活動自体が難しくなる団体も多数ある。昨年3分の1に減らすという方針が示され、20年度はそれぞれカットしていると思うが、ほとんどの団体が、団体としての活動より、行政の活動を手伝っていることの方が多い現実を考えると、一概に減らすのもどうか。反面、町全体のことを見ていくと、減らすところを減らしていかないと、新たな事業や、本当に必要な事業に資源を投入できないことも充分わかる。何の為に見直すのか、何を見直すのか、それをきちんと実行できたのかを整理して示してほしい。

会長 補助金を受けている団体がいくつあって、いくら補助しているのかを示してほしい。例えば教育委員会では何団体にそれぞれいくら補助しているのか、その団体が何をしているのか、そういうことを公にしなければなかなか団体にも理解されない。体育協会など色々な団体がある中で、趣味の団体と任意団体とを一緒に考えられては困る。どんな活動をしている団体にいくらの補助金を出しているというような情報を出すべき。情報公開でどの程度までが公表できるのかということもあるが、ある程度の情報は出さないと、補助金の見直しは進まない。

町税、国保保険料、介護保険料、保育料、下水道使用料の徴収 の推進

委員 川崎市などでは、市長自ら滞納者の自宅に行き、滞納整理 を行うなどテレビなどで報道されている。寒川町としてそ のようなアクションを起こす予定はないのか。 事務局 色々な職員が滞納整理を行って、税の大切さ徴収の大変さを知らなければいけない。まず手始めに、町税の滞納整理について、総務部管理職を活用した。町としては税だけでなく、使用料や保育料等まだ他にも徴収金があり、それらを担当するすべての課でもって徴収を行っている。今回は、税について管理職の活用を試験的に行ったが、管理職も、実際に行ってみて、見えないものが見えてくることにより、必然的に職員の意識も変わっている。今後は、管理職を動員して、税に限らず、国保料等での活用はしていきたい。町徴収金の滞納は少なからずあるので、当然20年度以降の課題になってくる。財源の確保という意味で、取り組ん

また、検討の段階ではあるが、団塊の世代の職員が定年退職を迎えていく中、税法の改正により、再任用職員を税職員(徴税吏員)として活用できるようになった。今後は滞納をいかに減らすか、そのためにはOB職員の協力を得ていかなければならないと考えている。

会長 保育料の滞納者は、本当に貧困で払えない人たちなのか、 払える余裕があって払わない人なのか。学校給食費などが 話題になっているが、払えるのに払わない人たちの認識の 甘さが原因とも考えられる。そのような情報を出すと分か りやすい。

委員 話してわかる人なら払うようにも思う。払えない人達に対して、町としてサポートする必要がある。その金額が大きければ何か対策を考えなくてはいけない。

委員 税や保険料の滞納額はかなり大きな額である。下手に経費 削減をするよりも、徴収に力を入れた方が効果は大きい。

委員 寒川は生活保護が近隣より多いと聞いたことがあるが・・・。

事務局 対象者は、確かに他市の人口比率から考えると少なくはない。

委員 生活保護対象者が多いと徴収率にも影響が出るのか。

事務局 所有する固定資産や前年所得に対する税金については、影響は無いものと考えるが、保険や保育等については、影響はある。しかし、生活保護受給前の滞納額であり、受給後は減免制度が適用され、免除となる。

給与の適正化

委員 ラスパイレス指数とは何か。

でいきたい。

事務局 職員の平均給与を示す指数である。国家公務員の平均給与 を100とした場合、町の給与がいくつくらいになるかと いう目安であり、100を超えないように調整することが 一般的である。 繁忙期における職員の柔軟配置(時間外勤務手当の節減)

会長 時間外勤務手当の削減について、「職員の数を減らしました。その分の時間外勤務手当の支出が増えました」という説明がある。別の言い方の方が良い。例えば「職員を何人減らして、その給与 円削減をした。減員の結果時間外勤務手当は 円増加したが、給与の総額では、 円の効果があった」とした方がわかりやすい。

この説明を見ると、「職員の数を減らしても、その分増えては何の意味もない」と、受け取られてしまう。もっとわかりやすい説明にすべき。

- 委員 職員の削減による時間外勤務手当の増額とあるが、定員管理の適正化の項目の実職員数は、18年度が369人、19年度が371人と2人増えていて、統一性がない。選挙があったことが大きな要因であるとしているが、選挙費を除いた分も240万円増えている。この理由は。
- 事務局 19年度に職員数が増えている理由は、総合図書館が18年11月に開館した。本来であれば増員せず、職員の再配置を行っていくべきだが、新規事業ということで、従前(定員管理計画策定時)から職員の増員を予定していた。時間外勤務の増額については、19年度は大きな法改正があり、後期高齢者制度等事務量が増えた。改正に係る事務に加え、老人保健と後期高齢と、ダブルで動いているという状況もある。このような準備期間であるため、課内、部内での協力体制をとり、柔軟配置に努めているが、それでも時間外をせざるを得ない状況であった。
- 委員 当然必要があれば時間外勤務をして構わないが、ただ、読む限り、矛盾がある。誤解を招かないため、何か説明文を 入れた方が良い。

実施計画全項目全体に対する意見

- 委員 支出額の削減について、どの様なものがあるかはわかるが、 何が適正で、何が悪いのかがわからない。結果だけで目標 額のようなものが無いと、「何となく増えました」、「減り ました」としか聞こえない。
- 事務局 役場内部の検討の中で、経常経費について、「どこまで削減するのかというような目標値がない」という意見があった。この 4 次行政改革実施計画を策定時に、このような考え方が無かったため、単に削減しなさいという形になっている。

適正な数値、例えば、需用費はいくらが良いのか、補助金であれば、いくら補助することが適正なのかということを

指標として出さなければいけないと担当でも考えている。しかし、19年度はそのことについて取り組むことが出来なかった。時間外勤務手当についても、全く"0"にすることは出来ないし、どこまでが適正な数値なのか、「どこまでは許されるが、それ以上は認めない」というような数値は必要であると認識している。

事務局 行政改革の推進体制において「計画期間内に新たに実施すべき課題が発生した場合は、本計画に随時取り入れる」ことになっている。委員さんの意見のとおり、目標値についての考え方については、20年度に検討していきたい。また、この第4次行政改革実施計画については、国で集中改革という内容を含めなさいという方針があり、第4次の行革に集中改革プランをかぶせ、その方針に合わせ項目でより、事務事業の再編成、縮小という国の行政改革の指針に基づき、実施計画を策定した。昨年までは6月の議会において報告し、併せて公表していまでは6月の議会において報告し、分別の議会において報告していきたい。

会長 町民は現在の寒川の状況に不安を感じ、変えていかなければいけないということを肌身に感じているからこそ、色々な公約を掲げた山上町長を選んでいる。この懇話会の意見を踏まえて、各項目の見直しをしてほしい。

委員 我々懇話会メンバーは、既に3年間委員として同じ意見を 出してきた。ところがその意見はなかなか反映されてこな かった。過去に出来なくて、何故今できるのか。

事務局 内部の検討の中から出てきている意見であり、職員の意識 が変わってきたことが大きな要因だと思う。

委員 "この期間までにこれをやる。それが終わればその計画は終了"というような、明確なものがあった方がよい。ただ、何となく続けていくものが多い。はっきりさせて、どんどん新しいことに取り組むという風にした方がよい。何となくやっているというのでは、どういう風に捉えたらよいかが分からない。当然次回整理するときには、そのような観点から見直してほしい。

議題2 各課等における行政改革の取組目標(19年度実施結果・20 年度実施計画)について事務局より説明。

会長 自治会活動関連の目標が各課の取組にあるが、先日町で行った自治会の事務の取扱に関する説明会参加者から「会計の処理の仕方が複雑になった」、「民間団体や任意団体の会計を複雑に処理しなくてはいけないものなのか」という意見があった。当然、行政の税金を使っているのだから、行政の要請どおりに作成すべきだが、任意団体等にそこまで完璧を求めることは、難しいのではないか。

事務局 各自治会によって、会計報告や、事業計画が任意の書式で作られていた。その様式を統一することにより、決算報告や事業計画を見れば、歳入歳出の内訳が分かるようにし、最低限必要な項目を示し、統一を図った。

会長 19年度の結果について、行政は、この効果が上がった、 下がったと書いているが、はっきりとした数値などが出て いない。実施した当事者自身の主観的判断で良いのか。

事務局 19年度から各課の目標を実施している中で、各課の目標の内容が、各課等により若干違うところがある。これは本来業務ではないかというものもあれば、非常に向上的な目標もある。正直、職員が共通認識として持ちきれていないというところもある。同じ意識、感覚で望んでいかなければいけない。これが、本来の行革だと考えているが、まずは、行政内部に対する行革の意識を徹底していかなければいけないということで、意識付けを行っている。

第4次行政改革実施結果の中でも報告したが、町で事務事業評価を行っている内部評価の他、外部評価を取り入れる。 それに加えて、事業仕分けを実施する。

事業仕分けとは、町が行っている事業を色々な視点で、外部の方から意見を聴き、"行政が行わなければいけないのか"、"何の効果を求めているのか"、"これを本来は、町民や民間で行うべきではないのか"ということを仕分ける作業である。職員に対しても従来どおりでなく、何をやっていくかの事業選択をする意識付けにつながると考えている。

#### 議題3 その他

#### 委員からの提案

行政改革の趣旨を読むと、効率性、経済性による人員削減、 歳出削減を図り、良好なサービス、質の高い政策を提供する 事とある。行政改革実施計画の項目もそうだが、各課の取組 についても、どの項目がどれにあたるのかということが良く わからない。是非整理して分かるように見直してほしい。

また、税収の確保について、今の実施計画には具体的な内容が載っていない。経費の削減も大事だが、収入の確保がもっと重要なようにも思える。

例えば、"新たなサービスや、質の高い施策を提供するために必要な金額がいくらで、そのため、いくらの財源が必要で、財源確保を図るため、いくらの歳出削減が必要"と、していくと自ずと目標、必要とする資源も出てくる。そのような内容が全体的に見て分かるように、整理すべきと考える。

はたしてこの中で取り組んでいる事項は、住民が望んでいるものなのか、質の高いサービスが提供できているのか、アンケートなどを実施して把握していくべき。

### 事務局からの確認、連絡事項

各課の取組目標については、6月議会において報告し、第4次行政改革の19年度の実施結果については、決算数値に置き換えて、20年度以降の第4次行政改革実施計画の見直しと併せて、再度懇話会において意見を聴取し、その結果を踏まえ、9月議会において報告し、公表するものとする。

# 資 料

- 1 19年度における役場各課等における行政改革の取組目結果一 覧
- 2 20年度における役場各課等における行政改革の取組目標一覧

本議事録は、20年5月26日寒川町行政改革推進懇話会において承認を得て確定しました。